

低入札価格調査制度の試行導入について

本市では、『大野城市建設工事低入札価格取扱試行要領』を制定し、平成22年4月1日より試行運用を開始しました。

低入札価格調査制度とは・・・

極めて低い価格で入札された価格が、予め定めた調査基準価格を下回った場合、履行の確実性に関して多種の様式等を提出してもらい、適正な履行の確保がなされるかどうかを調査し、その結果で落札者を決定する制度です。

低入札価格調査制度の目的・・・

不当なダンピング防止並びに**品質の確保**等、より**適正な契約の推進を目的**として、今回試行導入いたしました。なお、今後は最低制限価格制度と低入札価格調査制度を併用して試行運用してまいります。

低入札価格調査制度の対象工事・・・

設計金額が**5千万円**以上の工事

※上記の対象工事の中から、工事内容等を考慮して**適宜選定**しますので、上記金額以上の工事が**全て対象**という訳ではありません。

低入札価格調査制度の対象工事になった場合・・・

低入札価格調査制度の対象工事になった場合は、『**入札条件について**』の“**一般事項**”にその旨記載いたします。

落札決定に至るまでのフローチャート

